

◆ 伊丹市認可保育所設置・運営事業者募集に係る質問回答

No.	質問事項	回答
(1)	近隣に保育施設等が設置されているが弊社は応募させて頂いても問題がないかお教え頂きたい。	応募していただくにあたって、特に制限はありませんが、審査においては、立地条件も含めた事業計画を評価することとなります。
(2)	土地を賃借して建物を建設する場合の契約期間の制限はありますか。定期借地契約21年を想定しております。	兵庫県における認可基準では、土地の賃貸借契約期間は10年以上とされています。
(3)	定員数60名以上は可能でしょうか。75名定員を検討しております。	定員60名以外での応募も受け付けますが、審査においては、定員・クラス編成を含めて事業計画を評価することとなります。
(4)	定員数の割り振りの決まりはありますか？審査項目の配点をお教えください。	指定はありませんが、審査においては、クラス編成を含めて事業計画を評価することとなります。 なお、審査項目の配点については、募集要綱をご参照ください。
(5)	整備を予定している場所の近隣住民などへの周知は採択前に行った方が良いでしょうか？ また、駐車場は園外で確保しても良いでしょうか？	特に指定はありませんが、募集要項において「地域と信頼関係を築きながら積極的に協力できる事業者を募集します」と記載させていただいており、審査においては、駐車場の確保状況や建設時の対応等も含めた近隣対策を評価することとなります。
(6)	募集地域A・Bでそれぞれ物件を見つけ、同法人でA・Bの2つに応募する事は可能でしょうか？	特に制限はありませんが、2箇所とも採択された場合、保育士確保も含めた事業の確実な実施が必要となります。
(7)	土地購入費、園庭などの外構工事費は整備補助対象でしょうか？	「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく保育所の創設又は「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の保育所等改修費等支援事業に基づく賃貸物件による保育所改修費等の活用を予定しており、各要綱に基づき補助金を算定させていただきます。土地購入費、外構工事費ともに原則として補助対象外となっております。
(8)	入札の方法をお教えください。一般、指名等。入札の手引きなどがありますか？	設計に関しては法人の規定に従っていただき、園舎建設の業者選定においては、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠する必要があります。